

「さんしん定時定額購入取引取扱規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>1. (規定の趣旨) (略)</p> <p>2. (買付銘柄の選定) (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。)または特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といいます。)において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて投資枠または成長投資枠用として当金庫が選定する銘柄とします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. (申込方法) (略)</p> <p>4. (買付金額の引落し) (1) (略) (2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日(投信インターネットサービス以外でつみたて投資枠をご利用される場合は、25日を除きます。)とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。</p> <p>(3) (略) (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたて投資枠をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則10万円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で10万円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設ける場合</p> | <p>1. (規定の趣旨) (同左)</p> <p>2. (買付銘柄の選定) (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、つみたてNISAにおいて買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたてNISA用として当金庫が選定する銘柄とします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>3. (申込方法) (同左)</p> <p>4. (買付金額の引落し) (1) (同左) (2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日(投信インターネットサービス以外でつみたてNISAをご利用される場合は、25日を除きます。)とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。</p> <p>(3) (同左) (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設け</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>を除きます。)。)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>5. (買付時期および方法)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p> <p>6. ～9. (略)</p> <p>10. (その他)</p> <p>(1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>11. (規定の変更)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和6年1月改訂)</p> | <p>る場合を除きます。)。)</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>5. (買付時期および方法)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) つみたてNISAをご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたてNISAで買付した金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付となります。</p> <p>(5) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p> <p>6. ～9. (同左)</p> <p>10. (その他)</p> <p>(1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>11. (規定の変更)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和4年6月改訂)</p> |